

製品安全規制の見直し

令和5年3月28日

産業保安グループ製品安全課

目次

1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	報告事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

目次

1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	審議事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

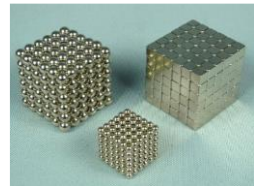
乳幼児の誤飲による事故の防止（マグネットセットと水で膨らむボールの規制）

- ネオジム磁石製のマグネットセットや水で膨らむボールでは、乳幼児の誤飲による事故が発生。
- マグネットセットは、消費者安全調査委員会の意見を受け、令和4年6月、経済産業省から主要なインターネットモール事業者に向けて、年齢表示や子どもの使用を想定した表現を行わない等の協力を要請。
- 水で膨らむボールについては、重大製品事故の報告、事故原因究明を経て、事業者がリコールを実施済み。
- さらに、消費生活用製品安全法による販売規制を実施することで安全対策をより強固なものとするべく、令和5年1月、これら2製品を同法の特定製品（PSCマークの対象品目）に指定を行う内容の消費経済審議会への諮問・答申を実施。現在政令改正の公布に向け作業中。

政令改正の内容（予定）

- 規制対象製品
磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
 - 主な規制の内容
誤飲のおそれがある小型磁石について、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準（磁力の強さについての磁束指数（最大磁束密度の二乗と極の表面積の積）が50kG²・mm²未満となること）を要求。
 - 規制の効果
マグネットセット（写真）は、技術基準で定める予定の磁束指数50(kG)²・mm²未満の基準を満たさないことから、**今回の政令改正により、14歳以上向けであったとしても販売ができなくなる。**
- 規制対象製品
吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
 - 主な規制の内容
誤飲のおそれがある小型の合成樹脂製玩具について、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準（いずれの寸法も吸水の後50%を超えて膨潤しないこと）を要求。
 - 規制の効果
水で膨らむボール（写真）は、技術基準で定める予定の50%を上回り膨張することから、技術基準を満たすことができず、**今回の政令改正により、販売ができなくなる。**

マグネットセット



製品例：
国民生活センター
消費者安全調査委員会

水で膨らむボール



製品例：国民生活センター

目次

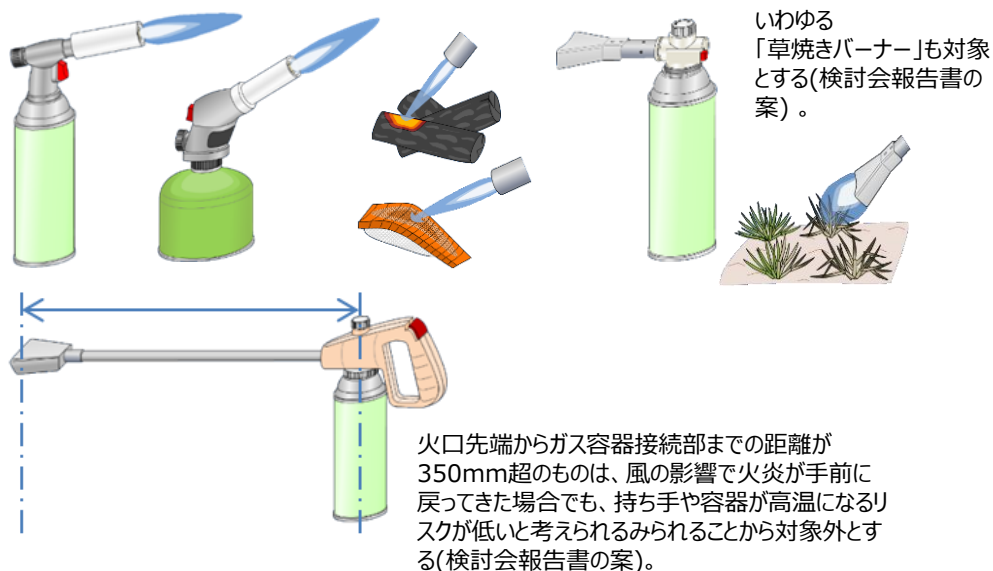
1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	報告事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

ガストーチの安全対策

- ガストーチは、ガスカートリッジに充てんされた液化石油ガスを燃焼させる器具であるが、その普及に伴い、ガストーチを使用したことによる火災や、やけどなどの事故件数が増加傾向にある。
- 安全対策を強化するため、引き続き、ガストーチの規制のあり方について検討作業を進めていく。

1. ガストーチとは

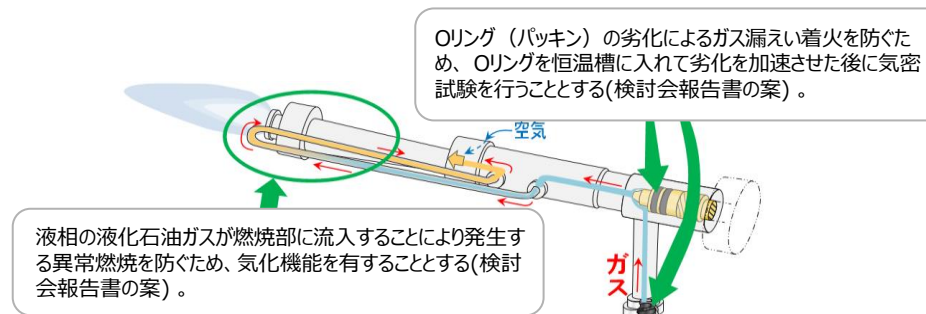
カセットボンベなどのガスカートリッジと点火装置及びノズルが付属している本体を接続して、ガス流量等を調節しながら点火装置で着火し、火口から高温の炎を噴出させる燃焼器具。



2. 改正の背景・概要

主に輸入品において事故対策が施されていない製品も存在しており、事故発生の防止のためには、ガストーチを規制の対象とすることが効果的な対策と考えられる。

経済産業省は、ガストーチを規制対象とするための検討会を2022年度に立ち上げ、2023年2月、規制対象範囲の案、技術基準の案などをとりまとめた。



3. 今後の予定（案）

検討会で整理された結果を踏まえ、引き続き必要な検討事項について検討を行う。

目次

1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	報告事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

ポータブル電源の安全対策（事故動向）

- リチウムイオン蓄電池を搭載するとともに交流100ボルト程度を出力するポータブル電源※1は、近年、災害時やアウトドアで使用されるなど一般消費者に浸透。 ※1 法令に基づく用語の定義（対象範囲）は存在しないことに留意。
- NITEに寄せられたポータブル電源の使用による事故（全て火災）は増加傾向にある。
- ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外※2だが、大容量のリチウムイオン蓄電池を搭載していること等に鑑みれば、一定の電氣的リスク（火災・感電等）が存在。 ※2 充電の際に用いる直流電源装置は電気用品安全法の規制対象

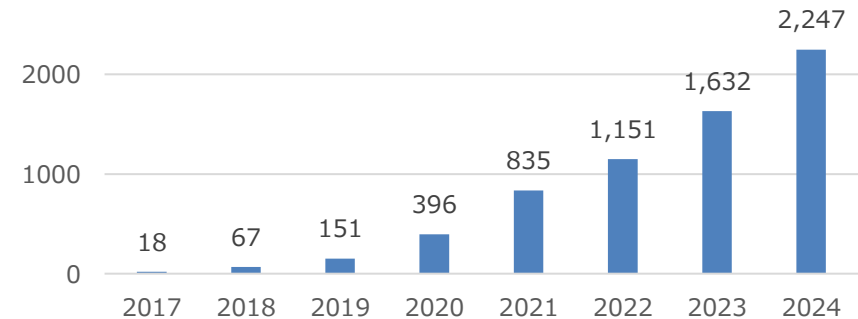
＜ポータブル電源とは＞



【用途】

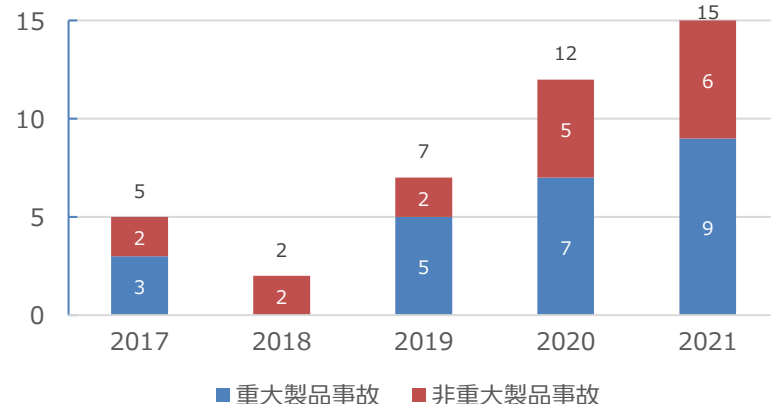
災害による停電時や、キャンプなどアウトドア環境において、家庭用の電気機器を利用したり、スマートフォン等の電子機器の充電に使用。

【参考】ポータブル電源の国内出荷台数（単位：千台）



参照文献等：QY Research株式会社レポート。なお、2022年以降の値は同社による推定値。

＜ポータブル電源に係る事故の発生状況＞



＜事故事例＞

- ・ポータブル電源の出力端子部に充電用ACアダプターを誤接続して通電したところ、内蔵するリチウムイオン蓄電池が過充電となって出火。
- ・ポータブル電源を充電中にパチパチと音が鳴り始め、充電器を外したが、約30分後に大きな破裂音と共に発煙し出火。
- ・車両内で保管されていたポータブル電源から出火、製品及び周辺を焼損する火災が発生した。

ポータブル電源の安全対策（今後の進め方）

- 現時点では、安全を担保するために必要な構造や安全確認試験等を念頭においたポータブル電源特有のJIS規格・IEC規格は存在せず、各機器メーカーが利用者の利便性や安全性等を踏まえた措置を講じている状況。
- この状況に鑑み、電気用品そして消費者の安全確保の観点から、ポータブル電源に係る事故発生状況や国内に流通している製品の状況等を精緻に整理・分析を行うとともに、官民一体となり、ポータブル電源の安全対策に必要な規格の整備に向けた検討を開始する。

〈安全対策の状況〉

○メーカー・検査機関からの主な生声は以下のとおり。

- ✓ 内蔵するリチウムイオン蓄電池は、電気用品安全法の適用対象外だが、同法の技術基準解釈（別表第九や別表第十二（J62133、J62619等））に準じた安全対策を適用。メーカーでは過充電、過放電、温度の監視等に加え、品質管理体制を重視した措置を講じている。
- ✓ メーカーの自主的な取組として、UL2743、IEC62368-1、独自の社内規格を適用することにより製品安全を担保するための取組を進めているが、ポータブル電源特有のIEC規格が存在せず、個社でどこまで対策を講じるべきなのか判断が難しい。
- ✓ 検査機関では、直流電源装置（ACアダプター）については、電気用品安全法に基づく技術基準への適合確認を行っている。同様に、ポータブル電源についても、強制規格である必要は無いと思うが、特有の安全規格が必要ではないか。

○米国・欧州における取組状況についての確認結果は以下のとおり。

米国：連邦レベルでの安全規制は確認できなかった。

欧州：低電圧指令・EMC指令が適用されていることを確認。安全性要求事項については、ポータブル電源特有のEN規格はないが、過去の事例から、複数の電気用品（オーディオ・情報通信機器等）を適用範囲とするEN62368-1（Audio/video, information and communication technology equipment- Part 1: Safety requirements）等を整合規格として適用していることを確認。

〈調査内容（案）〉

① 事故事例の調査

ポータブル電源に起因する事故事例を調査・分析し、各々の事故事例に対して必要な対策を整理する。

② 安全対策が必要なポータブル電源の範囲を調査

国内で流通しているポータブル電源の構造等を精緻に整理。規制の必要性が確認された場合、電気用品安全法の規制対象とすべきポータブル電源の範囲を検討する。

③ 現物調査並びに試験の試行

製品の特徴把握のための現物調査並びに安全性能を確認するための試験案の検討のために試験の試行を行う。

④ 規格化を念頭においた安全性要求事項案の検討

ポータブル電源に係る安全性能として求められる事項について検討を行い、規格化を念頭においた安全性要求事項案を作成する。

目次

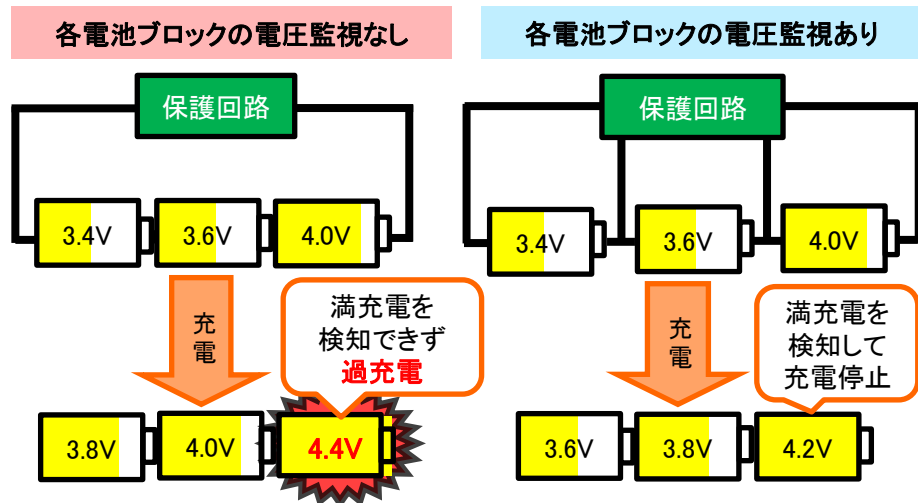
- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 乳幼児の誤飲による事故の防止 | 報告事項 |
| 2 | ガストーチの安全対策 | 審議事項 |
| 3 | ポータブル電源の安全対策 | 審議事項 |
| 4 | リチウムイオン蓄電池の安全対策 | 報告事項 |
| 5 | 電気用品の雑音強さの見直し | 報告事項 |
| 6 | 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況 | 報告事項 |
| 7 | IoT関連製品の安全性確保 | 報告事項 |
| 8 | 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について | 報告事項 |
| 9 | ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化 | 審議事項 |

リチウムイオン蓄電池の安全対策（電安法の技術基準解釈の改正等）

- リチウムイオン蓄電池の基準としては古い技術基準解釈※1の別表第9では、各電池ブロックの電圧監視について明示的に求めておらず、過充電による発火事故を引き起こす懸念があったこと等に鑑み、**技術基準解釈別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する改正を行った（令和4年12月28日施行）**。
- また、リチウムイオン蓄電池に係る例外承認の審査基準※2は、今般改正される技術基準解釈別表第9（3.(11)(12)を除く）を引用しているところ、改正前の審査基準を据え置くための改正を行った（令和4年12月28日施行）。

1. リチウムイオン蓄電池における電圧監視の重要性

- 各電池ブロックの電圧監視が行われていない場合、全体での上限充電電圧に到達するまで、保護回路が働かず、充電が継続されるため、一部の電池ブロックが過充電となる恐れあり（左図参照）
- 各電池ブロックの電圧監視を行った場合、一つの電池ブロックが満充電に至った時点で、保護回路が働き、充電が停止する（右図参照）



2. 技術基準解釈改正案の背景・概要

- ① NITEによる非純正バッテリー(リチウムイオン蓄電池)の安全性調査結果より、非純正バッテリーの中には、各電池ブロックの電圧が監視されていないものが存在することが判明。
- ② 技術基準解釈において、最新の国際規格に対応の別表第12基準では、各電池ブロックの電圧監視にかかる規定がある一方で、別表第9基準では明示なし。
- ③ 別表第9基準は、平成20年にリチウムイオン蓄電池の基準として技術基準解釈に追加され、当時の国際規格（IEC）を参考に作成されたが、その後見直しが行われていない。
- ④ 他方で、平成25年の技術基準体系の性能規定化に伴い、国際規格への整合化の観点から、整合規格が整備された分野から順次、旧1項基準を廃止することとしている。

これらを踏まえ、リチウムイオン蓄電池の過充電による発火事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視にかかる要求事項が明示的にない別表第9を最新の国際規格に対応した別表第12の整合規格に一本化する改正を行った。

3. 改正の時期

改正・施行：令和4年12月28日。ただし、技術基準解釈については、施行日から2年間は、なお、従前の例によることができる。

※1「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商第3号）」
※2「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（20131220商第27号）」

目次

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 乳幼児の誤飲による事故の防止 | 報告事項 |
| 2 | ガストーチの安全対策 | 審議事項 |
| 3 | ポータブル電源の安全対策 | 審議事項 |
| 4 | リチウムイオン蓄電池の安全対策 | 報告事項 |
| 5 | 電気用品の雑音強さの見直し | 報告事項 |
| 6 | 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況 | 報告事項 |
| 7 | IoT関連製品の安全性確保 | 報告事項 |
| 8 | 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について | 報告事項 |
| 9 | ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化 | 審議事項 |

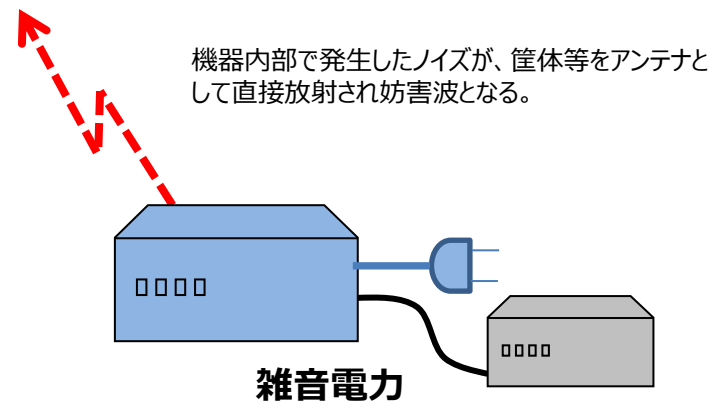
電気用品の雑音強さの見直し

- 照明器具（LEDランプを除く）について同製品から発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがあったことから、**令和4年8月31日、最新の国際規格（CISPR）に準拠するための見直し、改正**を行った。
- 引き続き、マルチメディア機器及び家庭用治療機器について技術基準解釈の見直し・改正を行う

見直し・改正の背景

- 電気用品の電波雑音の測定方法や許容値等については、技術基準解釈通達において、基準を明確にしている。
- しかし、昭和62年5月に電気用品調査委員会による中間報告書において、採用されたものが多く、その後の新しい製品や技術発展への対応は十分ではない。
- この状況に鑑み、最新の国際規格であるCISPRに準拠させることを念頭に、関係者により組織された電気用品調査委員会において、マルチメディア機器及び家庭用治療機器に係る電波雑音に関する検証が行われ、CISPR 32(2015:2nd)等に準拠した内容で問題ないことが確認された。

放射電磁妨害波



スケジュール（案）

電源線や信号線を伝ったノイズが、他の機器に障害を与える

マルチメディア機器及び家庭用治療機器に関する技術基準解釈別表第十について、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、2023年中を目途に改正する。

目次

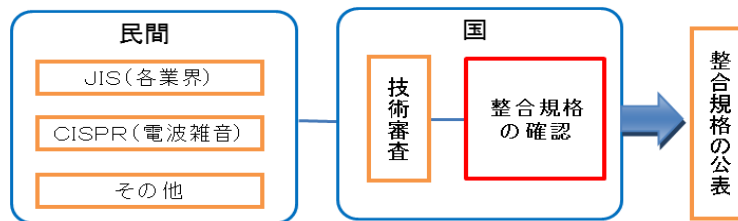
1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	報告事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、JIS等公的規格が性能規定(省令)を満たしているかを確認するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループを設置。
- 今年度は、同WGを2回開催し、計12規格のJISについて、整合規格としての採用を確認。

1. 電気用品整合規格検討WGの概要

- (1) 性能規定化のため、電安法では技術基準省令を改正(H26.1.1 施行)。事業者における技術基準適合確認の便を図るため、整合規格の整備に当たっては最新の技術を反映させたJIS等公的規格を取り込み、性能規定(省令)を満たす「整合規格」として整備。
- (2) 整合規格案について総合的な観点から評価を行うため、製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ」を新設することについて、第1回製品安全小委員会で承認頂いたところ。



2. WGメンバー

整合規格原案の確認のための体制のイメージ

(座長) 渡邊 信公 職業能力開発総合大学校 名誉教授

※第22回WGから座長に就任

次のような各分野を代表する専門家12名で構成。

- 電気用品の各分野(設備、回転機、絶縁、電気製品)
- IEC/ISOの国際標準化
- 電気分野の認定認証
- 電波雑音(EMC)
- リスクアセスメント
- 消費者

3. WG開催状況

令和3年度までに同WGを計20回開催し、計240規格について審議済み。

今年度においては、同WGを2回開催し、計12規格について審議した。詳細は下記のとおり。

第21回WG(令和4年5月19日) : 8規格

(内訳)

・採用済みのJISを、最新版の規格に置き換えるもの : 8規格

第22回WG(令和5年2月22日) : 4規格

(内訳)

・採用済みのJISを、最新版の規格に置き換えるもの : 4規格

4. 整合規格の採用

新たに追加する整合規格については、WGでの確認後、順次技術基準解釈通達の別表第12を改正する形で採用。

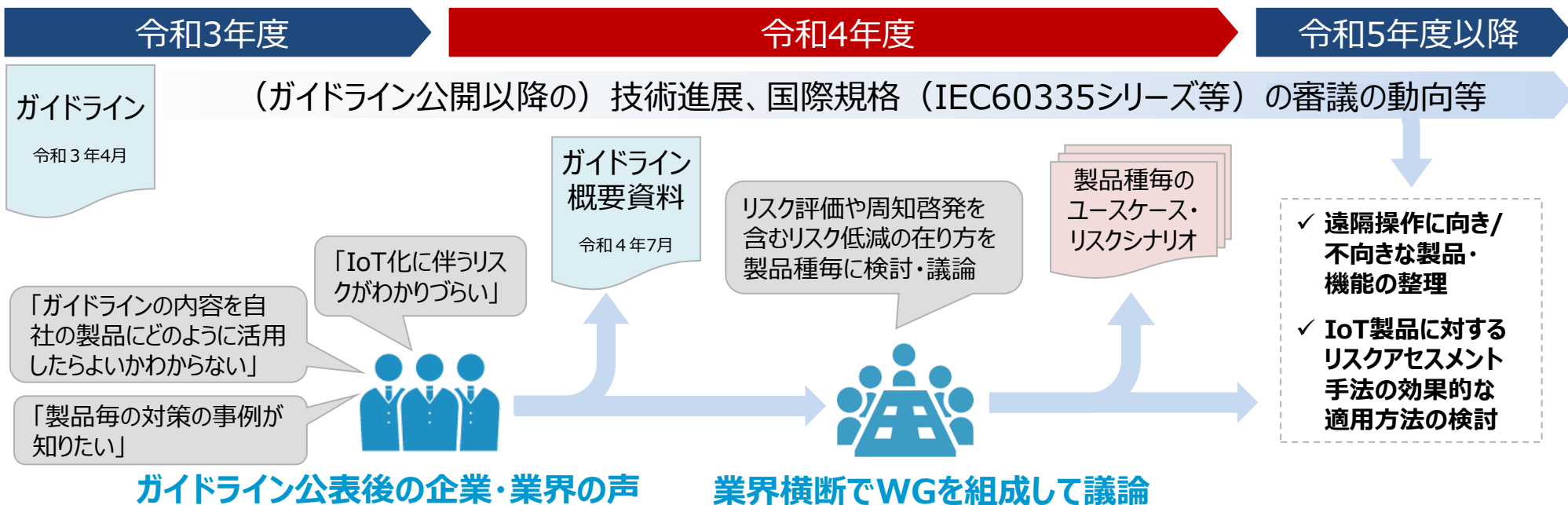
目次

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 乳幼児の誤飲による事故の防止 | 報告事項 |
| 2 | ガストーチの安全対策 | 審議事項 |
| 3 | ポータブル電源の安全対策 | 審議事項 |
| 4 | リチウムイオン蓄電池の安全対策 | 報告事項 |
| 5 | 電気用品の雑音強さの見直し | 報告事項 |
| 6 | 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況 | 報告事項 |
| 7 | IoT関連製品の安全性確保 | 報告事項 |
| 8 | 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について | 報告事項 |
| 9 | ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化 | 審議事項 |

IoT関連製品の安全確保

- 経済産業省は、電気用品、ガス用品等製品のIoT化を踏まえた安全確保に向けた取組として、令和3年4月にガイドラインを策定。更なるガイドラインの利活用促進等を目的に**令和4年7月に概要資料※をHPで公開**。（自主的取組として、一般社団法人日本電機工業会は、同協会HPにガイドライン概要を掲載）。
- 上記ガイドラインは徐々に浸透しつつあるところ、事業者から「IoT化に伴うリスクがわかりづらい」「消費者への周知啓発も重要」等の課題提起があったことから、**令和4年度は、業界横断のWG**でIoT製品のリスク評価において考慮する観点等の議論を深化。
- 上記検討の中で、技術進展や国際規格の審議の動向等を踏まえ、現在は遠隔操作に不向きとされる機器の今後の在り方の検討や、IoT製品に対するリスクアセスメント手法の具体化が必要との課題提起があった。
- これを踏まえ、**令和5年度は、遠隔操作に向き/不向きな製品・機能の整理やIoT製品に対するリスクアセスメント手法の効果的な適用方法等を検討**し、検討結果から得られた知見の周知・啓発・利活用等を進める。

※https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/about_iot_guideline.pdf



目次

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 乳幼児の誤飲による事故の防止 | 報告事項 |
| 2 | ガストーチの安全対策 | 審議事項 |
| 3 | ポータブル電源の安全対策 | 審議事項 |
| 4 | リチウムイオン蓄電池の安全対策 | 報告事項 |
| 5 | 電気用品の雑音強さの見直し | 報告事項 |
| 6 | 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況 | 報告事項 |
| 7 | IoT関連製品の安全性確保 | 報告事項 |
| 8 | 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について | 報告事項 |
| 9 | ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化 | 審議事項 |

電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について

- 電気用品安全法の技術基準解釈は、旧来（平成25年6月末時点）技術基準省令で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した別表第1から11と、国際規格に準拠した別表第12の整合規格で構成。
- 同解釈については、**同解釈別表第12の整備・拡充を鋭意進めると共に**、別表第1から11については、整合規格が整備された分野から**別表第12の整合規格に一本化**する方針の下、電気用品調査委員会等と連携することにより整備を進めてきた。（令和4年12月に別表第9（リチウムイオン蓄電池）の見直しが完了）
- 現時点において、リチウムイオン蓄電池以外の複数分野についても整合規格が整備されつつある状況にあり、**別表第1（電線及び電気温床線）、別表第4（配線器具）、別表第7（小型交流電動機）**に係る分野については、概ね対応する別表第12規格が整備されていることが確認されたことから、電気用品調査委員会等と連携し精緻な技術的検討を行い、**別表第12の整合規格への一本化への検討**を進める。
- また、別表第12の整合規格が未整備の分野については、引き続き、電気用品調査委員会や日本規格協会等と連携し、別表第12の整備・拡充を鋭意進める。

〔電気用品安全法技術基準解釈〕

別表	電気用品
別表第1	電線及び電気温床線
別表第2	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第3	ヒューズ
別表第4	配線器具
別表第5	電流制限器
別表第6	小形単相変圧器及び放電灯用安定器
別表第7	電気用品安全法施行令 別表第二第六号に掲げる小形交流電動機
別表第8	電気用品安全法施行令 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機
別表第9	リチウムイオン蓄電池
別表第10	雑音の強さ
別表第11	電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限值
別表第12	国際規格等に準拠した基準

技術基準解釈の整備方針のイメージ

（現在の体系）

技術基準解釈

- ・別表第一～九
- ・別表第十（雑音）
- ・別表第十一（絶縁物の使用温度上限値）

技術基準解釈

- ・別表第十二（整合規格）

（将来の体系）

技術基準解釈

技術基準省令を満たす例示基準は、整合規格のみとする。

目次

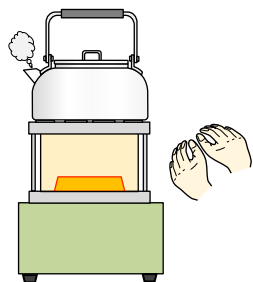
1	乳幼児の誤飲による事故の防止	報告事項
2	ガストーチの安全対策	審議事項
3	ポータブル電源の安全対策	審議事項
4	リチウムイオン蓄電池の安全対策	報告事項
5	電気用品の雑音強さの見直し	報告事項
6	電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況	報告事項
7	IoT関連製品の安全性確保	報告事項
8	電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について	報告事項
9	ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化	審議事項

ガス用品、液化石油ガス器具等における複合品の明確化（ガス事業法、液石法）

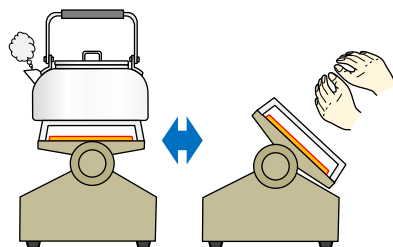
- ガス事業法におけるガス用品、液石法における液化石油ガス器具等における複合品の解釈が明記されていなかったため、**必要な解釈を技術基準解釈通達に追加**する改正を実施する。

1. 複合品の例（「カートリッジガスこんろ」と「ガスストーブ」）

調理器具を載せることを前提に設計されている、こんろとストーブの機能を併せ持つもの



燃焼部を水平にしたときはこんろ、傾けたときはストーブとしての機能を併せ持つもの



2. 改正の背景

こんろとして煮炊き調理を行う機能と、ストーブとして採暖を行う機能を併せ持つガスカートリッジを用いるようなガス燃焼器具については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく「カートリッジガスこんろ」及び「屋外式カートリッジガスストーブ」（「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ」の区分に含まれている。）の二つの技術基準のどちらにも適合している必要があるが、これまで技術基準解釈通達では、明記されていなかった。

ネット上で販売されている輸入品においては、カートリッジガスこんろとストーブの両方の技術基準を同時には満たしていない複合品が少なからず存在しており、それを抑制するためには、事業者が理解しやすいよう規制内容を通達にて明記する必要がある。

一方、ガス用品については、複合品に係る技術基準不適合の問題は生じていないが、液石法における解釈と整合させるため、必要な記載を解釈通達に追加する。

3. 改正内容（案）

下記の解釈について、通達に追加する。

(1) 複合品の定義 ※1、※3

二以上のガス用品／液化石油ガス器具等の機能を兼ねるガス用品／器具等を複合品と定義する。

(2) 適合すべき技術基準解釈の範囲の明確化 ※2、※3

二以上のガス用品／液化石油ガス器具等に相当する機能を有する場合にあつては、それぞれのガス用品／器具等に係る技術基準の解釈を適用しなければならない旨を追加する。

(3) 製品本体への表示方法 ※2、※3

こんろであるとともにストーブの機能を兼ねるものにあつては暖房・煮炊き兼用である旨を機器本体に表示する事項とする旨を追加する。

※1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

※2 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

※3 ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）

4. スケジュール（案）

パブリックコメント等の所定の手続きを経て、2023年度中を目途に改正する。